

港区立学校部活動ガイドライン

1 本ガイドライン策定の趣旨

部活動は、スポーツや文化、科学等、児童・生徒が自分の興味・関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

学校教育の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異学年との交流の中で、児童・生徒同士や児童・生徒と教師の人間関係の構築を図ったり、児童・生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、児童・生徒の多様な学びの場として、教育的効果が大きい。

部活動を実施する上では、児童・生徒の学校生活等への影響を考慮した教養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、児童・生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教師が、部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康でやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、部活動が合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

こうした中、平成30年3月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインにおいて、区市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、都道府県の方針を参考に、設置する学校に係る部活動の方針を策定するよう示された。

このことから、港区教育委員会は、国や都の方針を受け、児童・生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、「港区立学校部活動ガイドライン」を策定する。

本ガイドラインは、区立小・中学校の部活動を対象とする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「港区立学校部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び年間の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 港区教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、児童・生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できる

よう、適正な数の部活動を設置する。

イ 港区教育委員会は、各学校の児童・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童・生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童・生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、児童・生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 港区教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 港区教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け 29文科初第1437号）」、「港区教職員の働き方改革実施計画（平成31年3月 港区教育委員会）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、児童・生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮、食育等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。港区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

文化部活動の顧問は、児童・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が児童・生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する小学校体育専門・中学校保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部活動顧問は、中央競技団体等が作成した指導手引を活用して、3(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

(3) 文化部活動用指導手引の活用

文化部活動顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、3(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童・生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校以外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り替える。）
- 2 大会や発表会等の直前の練習や大会や発表会等の当日のため、上記休養日の設定が行えない場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得るとともに、概ね2週間以内に休養日を振り替え、児童・生徒に十分な休養を与えるようにする。（なお、「大会や発表会等の直前の練習」の期間は、おおむね2週間程度とする。）
- 3 長期休業中の休養日の設定についても、「1・2」に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では朝練習も含め、2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、ここでの活動時間とは身体的な活動及び多様な表現や鑑賞の活動を行う時間を指す。活動に伴う準備や片づけ、ミーティング等の時間を含めて、平日は3時間程度、週休日は4時間程度とする。

【朝練習】

1 朝練習については、以下のことに配慮して実施できることとする。

①学習が始まる前の時間帯であることを考慮した、内容や強度となるよう計画する。

②児童・生徒の安全や健康、家庭や部活動顧問の負担について配慮する。

イ 港区教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、2（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、港区教育委員会が策定したガイドラインに則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 児童・生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）児童・生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、児童・生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。具体的な例としては、より多くの児童・生徒の運動機会または芸術文化等の活動機会の創出が得られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成や芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 港区教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部・文化部を設けることができない場合には、児童・生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の児童・生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

（2）地域との連携等

ア 港区教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、児童・生徒のスポーツ環境、児童・生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境、芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 港区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な育成のための教育、スポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、児童・生徒の教育上の意義や、児童・生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会や地域の行事、催し等を精査する。